

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画

平成24年 3月23日告示
(平成24年栃木市告示第75号)

変更 平成27年 7月 2日告示
(平成27年栃木市告示第258号)

変更 平成27年 9月25日告示
(平成27年栃木市告示第322号)

変更 平成28年10月11日告示
(平成28年栃木市告示第377号)

変更 平成31年 2月15日告示
(平成31年栃木市告示第44号)

変更 令和 元年 8月28日告示
(令和元年栃木市告示第109号)

変更 令和 6年 3月22日告示
(令和6年栃木市告示第68号)

変更 令和 6年 8月 9日告示
(令和6年栃木市告示第225号)

栃木県 栃木市

目 次

第 1 章	保存計画の基本事項	1
1	保存計画の目的	
2	保存地区の名称・面積・区域	
3	地区の概要	
第 2 章	保存地区の保存に関する基本計画	2
1	歴史的な沿革	
2	保存地区の特性	
3	保存の方向	
4	保存計画の進め方	
第 3 章	保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定	10
1	伝統的建造物	
2	環境物件	
第 4 章	保存地区内における建築物等及び環境物件の保存整備計画	11
1	保存整備の考え方	
2	保存整備計画	
第 5 章	保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等	12
1	経費の補助	
2	保存団体への助成	
3	物資の提供等	
4	技術的援助	
5	顕彰及び普及啓発	
第 6 章	保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画	13
1	管理施設等	
2	防災施設等	
3	環境の整備等	
第 7 章	保存地区の活性化に関するまちづくり計画	13
1	住民主体のまちづくり	
2	伝統的建造物の活用	
3	周辺地域の整備	
4	地域経済活動の活性化	

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画

栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づき、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存計画の基本事項

1 保存計画の目的

この保存計画は、現在まで継承されてきた保存地区の歴史と伝統、それらを彩る文化遺産、それらによって形成されている歴史的風致を守り伝えるため、行政が住民と協力しながら町並みの保存・整備を進めるとともに、地域の活性化と生活環境の向上、及び市の文化基盤の向上等に資することを目的とする。

2 保存地区の名称・面積・区域

名称：栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

面積：約 9.6ha

区域：栃木県栃木市の

泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部

（範囲は、別図1「保存地区の範囲図」のとおり）

3 地区の概要

栃木市の行政区域は、平成22年3月29日から近隣行政と3度の合併を経て、平成26年4月5日に1市5町で形成された面積約331.5平方キロメートルの範囲である。

栃木市の位置は、関東平野の北部、栃木県の南部にあり、東は壬生町、下野市、小山市、野木町と、北は鹿沼市と、西は佐野市と、南は群馬県板倉町、埼玉県加須市、茨城県古河市と接している。

地形の特徴として、市域の大部分は関東平野の一部を成す平坦地で、北西部のみ足尾山地に続く丘陵地を形成しており、それに伴い幾本かの河川が足尾山地東麓より南流し、市南端部の渡良瀬遊水地において渡良瀬川へと合流する。

保存地区は、旧栃木市の中心市街地の北側に隣接し、現在の市街地を形成している区域に含まれている。旧栃木市の中心市街地は、江戸時代には日光例幣使道の宿場町とされ、巴波川の舟運で栄えた栃木町であり、保存地区は、その栃木町北端を区切る木戸の北側、日光例幣使道に沿って発展した商業で栄えた町で、主として江戸時代の嘉右衛門新田村及び平柳新地から構成される。明治時代になると栃木町に編入され、それ以降は一体的な発展を遂げた。

保存地区には、旧日光例幣使道に沿って見世蔵や土蔵をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけての伝統的な建造物が群としてよく残り、地形に沿って湾曲する道、巴波川、翁島や陣屋跡の緑等と共に特徴的な歴史的風致をつくり上げている。

第2章 保存地区の保存に関する基本計画

1 歴史的な沿革

《日光例幣使道と嘉右衛門新田村》

倉賀野宿（群馬県高崎市）で中山道から分岐し、梁田宿（栃木県足利市）、天明宿（栃木県佐野市）、栃木宿（栃木県栃木市）等を経て楡木宿（栃木県鹿沼市）で日光道中壬生通りに合流する街道は、元和3年（1617）に徳川家康の棺が久能山から日光山へ改葬された際に設けられたとされる。以来毎年勅使が奉幣使として派遣されたが、日光東照社が宮号を宣下されて日光東照宮となった正保3年（1646）の奉幣使から日光例幣使と言うようになった。これを機会に、日光例幣使道と呼ばれるようになった。倉賀野宿から楡木宿の間、日光例幣使道沿いには13の宿が置かれ、中でも規模が大きかったものの一つが栃木宿である。

日光例幣使道は栃木宿を南北に貫通し、北端の木戸を出ると幅員を狭めて西に折れ、さらに北に折れて、地形に合わせてゆるやかに湾曲しながら北上し、平柳新地、嘉右衛門新田村、大杉新田、箱森新田等へと続く。これらの新田村においては、栃木宿の発展と共に日光例幣使道に沿って町場が形成された。中でも最も規模が大きく、中心となったのが嘉右衛門新田村である。

《栃木宿と嘉右衛門新田村》

嘉右衛門新田村は、岡田嘉右衛門という人物が天正期（1573～1592）に開発したとされる。天正期は、皆川広照が栃木城を築城し、栃木町の町立てが始まった時期にあたる。

嘉右衛門新田村は、慶長期（1596～1615）に下野国榎本藩領となり、のち幕府領、正保4年（1647）武蔵国岩槻藩領、天和元年（1681）幕府領となり、貞享2年（1685）から旗本畠山藩領の支配下に置かれた。岡田家は代々嘉右衛門を襲名し、村が畠山氏の知行地になると、元禄2年（1689）に屋敷内に陣屋を置き、下野国内の畠山領内11村（のちに13村）の惣代名主を務めた。

一方、栃木町は慶長14年（1609）の皆川氏改易により栃木城が廃城となった後、幕府領や藩領などの支配が10回もめまぐるしく変わり、宝永元年（1704）から明治4年（1871）までは足利藩領の支配下に含まれた。

このように、栃木宿と嘉右衛門新田村は、日光例幣使道に沿って発展した近接する町場であるものの、その起源と近世の支配体系を異にする。地域の中心的な商業地として一体的な発展を遂げるのは、明治に入って栃木宿の木戸が撤廃され、明治9年（1876）に嘉右衛門新田村が嘉右衛門町と改称され、明治22年（1889）に嘉右衛門町が周辺の村々と共に栃木町に編入されてからである。

《嘉右衛門新田村と周辺の新田村》

古絵図等により嘉右衛門新田村及びその周辺の状況を伺うことができるのは、19世紀に入ってからで、早いもので『中山道例幣使道分間延絵図』（文化3年（1806）編纂）、『小平柳村川東絵図』（天保7年（1836））、『栃木町並栃木続新田村々絵図』（天保8年（1837））、『嘉右衛門新田村絵図』（天保13年（1842））などがあげられる。

天保8年（1837）の絵図には、日光例幣使道沿いに延びる嘉右衛門新田村の東方に大ぬ

かり沼、西方に長沼があり、大ぬかり沼から栃木宿へと計画的に水路を引いている様子がうかがえる。この辺りは足尾山地の東麓に源流を持つ数々の渡良瀬川支流が形成する扇状地に含まれ、社寺境内等に湧水池を見ることができた地域であり、戦国時代末期や江戸時代初期頃からこうした沼地の水や湧水を利用して新田開発が複雑に入り組んで進められていったとされる。江戸中期には、嘉右衛門新田の拡大にともなって、隣接する箱森新田との間に入会地をめぐる紛争が起きており、延享2年(1745)には幕府の検地を受けている。嘉右衛門新田の北側に位置する大杉新田も、この頃に開発された。

《町場としての発展》

栃木宿は日光例幣使道の宿場町であると共に、巴波川の舟運により物資集散地として栄えた。栃木宿から嘉右衛門新田村にかけては巴波川東岸の栃木河岸、西岸の片柳河岸、その上流東岸の平柳河岸があり、これら3つを総称して栃木河岸と呼ばれている。栃木河岸の起源は元和期(1615～1624)の初期に、日光東照宮造営の際の御用荷物に関係した陸揚げが行われたことによると考えられている。慶安4年(1651)の『下野一国』には「小さき高瀬舟」の行く「舟渡場」として栃木の名を見ることができ、平柳河岸には元禄11年(1698)にすでに船積問屋があったことが知られ、嘉右衛門新田村における商業の発展に大きな影響を及ぼした。

平柳河岸は、嘉右衛門新田村と栃木宿の間に町場を発展させた平柳新地(平柳村字新地)に位置する。弘化2年(1845)『嘉右衛門新田村平柳村絵図』には、栃木宿北端の木戸を挟んでその内と外に建物が連続して並ぶ平柳新地の様子を見ることができ、天保8年(1837)『栃木町並栃木続新田村々絵図』には、「下野国都賀郡栃木町屋舗並栃木続新田村々屋舗黄色ヲ以ッテ家並ミト定メ、家数凡ソ式千間余」と記され、平柳新地から嘉右衛門新田村を経て、日光例幣使道がをざく道と分岐する地点まで、この街道に沿って家並みが続いている。

嘉右衛門新田村の町屋については、天保13年(1842)の『嘉右衛門新田村絵図』で確認することができ、日光例幣使道に沿って短冊状の敷地割がなされ、往還の東側に26軒、西側に38軒の商人や職人の名前が書き上げられており、麻類、糸綿、質屋、荒物店、居酒屋等、さまざまな職種の店が街道の両側に連なっていたことを示す。その職種は多種多様であったが、特に目立つのは日常の消費生活に必要な商家や職人の存在であり、栃木町の大通り周辺に比べると比較的小規模な店舗が多かったと考えられる。その中でも、江戸末期から明治期にかけて栃木を北関東有数の商業都市に導いた麻を扱う店舗が多くみられることが注目される。

《明治、大正期の嘉右衛門町》

嘉右衛門新田村は、明治2年(1869)、箱森村や片柳村等と共に、新たに設置された日光県の管轄となったが、明治4年(1871)の廃藩置県によって、下野国に栃木県と宇都宮県の2県が成立すると、栃木町と共に栃木県に編入された。当時の県庁は栃木町に置かれ、明治6年(1873)6月に宇都宮県を廃止し、下野国が栃木県に統一された際にも、県庁は栃木町に置かれた。(県庁は、明治17年(1884)に、当時の県令が諸々の理由から、栃木町から宇都宮町に移転した。)

嘉右衛門新田村と周辺の村々は、明治期には宿場の木戸が撤廃されたこともあって、栃木町と連続した町並みを形成し、一体的な発展を遂げるようになった。

既に多くの店舗が軒を連ねていた嘉右衛門新田村は、明治 9 年（1876）の区画改正の際に嘉右衛門町と改称されたが、町の範囲に変更はなく、当時の嘉右衛門新田村の範囲をそのまま引き継いでいる。さらに明治 22 年（1889）の町村制実施によって、嘉右衛門町は周辺の村々と共に栃木町に編入され、名実共に地域の商業活動の一翼を担うようになった。

また、平柳新地は、明治の始めまでは、平柳村に属していたが、栃木町に県庁が置かれると間もなく通泉町と称するようになり、やがて泉町となって、明治 22 年（1889）の町村制実施時に分離され栃木町に編入された。

明治 23 年（1890）発行の『大日本博覧図 栃木県之部』には、現在の油伝味噌など 4 軒の商家と 1 軒の医院が掲載されるなど、この頃には栃木大通り周辺の大店と肩を並べる豪商も目立つようになった。

明治 40 年（1907）の『栃木県営業便覧』は明治末期の嘉右衛門町周辺の町並みを知り得る資料であり、泉町南端から足尾道との追分（分岐点）まで、旧日光例幣使道の両側には合計 248 軒の店舗がぎっしりと建ち並んでいたことが分かる。旧栃木町に近い南側ほど大店が多く、主として泉町や嘉右衛門町にこれらが集中していたと思われる。

栃木の間屋資本の支配は、明治 17 年（1884）に県庁宇都宮移転や、明治 18 年（1885）に東北本線が栃木でなく古河・小山を経て宇都宮へ通っても、崩れることなく、宇都宮商人は栃木間屋の支配圏にあった。

栃木町には、両毛・東北鉄道により県内の農産物資が集まり、栃木商業会議所が明治 26 年（1893）に設置されて、北関東における有力商業会議所として発展し、明治 27 年（1894）に栃木米・麻・麦取引所が開設された。

巴波川の舟運は、明治 21 年（1888）の両毛鉄道（現、JR 両毛線）の開通により衰退することになる。明治 2 年（1869）の『都賀郡河岸取調帳』では、広義の栃木河岸へ津出しする村々として 70 数か村（箱森村、平柳村、小平柳村、大杉新田等）が書き上げられ、10 人の積問屋により部賀船 50 艘、下川船 14 艘が所有されていたことが記されているが、明治 44 年（1911）には荷舟が 5 艘のみとなり、その後、大正期まで荷舟は往来したが、やがて姿を消し、筏流しだけが終戦後まで続いたとされる。

明治末期から大正初期にかけて、経済界は不況に陥り、嘉右衛門町を含む栃木町においても、同様であった。明治 43 年（1910）8 月の巴波川の氾濫による被害が、この不況に拍車をかけたとされている。市場は水害復旧用の資材以外は休業同様の状態で、市中銀行は再三、利子を引下げたがどうにもならず、農産物の出荷期になっても金融は緩慢であった。

大正 3 年（1914）の商況も変わらず、同年 7 月の第一次世界大戦の勃発によって、事業発展の動きも停滞した。麦・麻の被害、米価の崩落が、いっそう不景気に拍車をかけ、諸物品の売行減退が著しかった。大正 5 年（1916）には、第一次世界大戦の影響によって、商工業が活発になった地方もあるが、栃木町はこういう状況には達していない。そのうえ物価が高騰したので、日用必需品以外の売買は乏しく、米の安値による農村不況がなお継続していた。ただ、栃木町特産の懷炉灰だけは、「露国軍用」に輸出され大盛況であった。

大正 6 年（1917）に至り、米麦は豊作というほどではないが価格が上昇し、特に麦は空前の高値となり、農家は富が増えて購買力が著しく増進し、栃木町においても商工業が好

況となった。しかし、第一次大戦後の恐慌が、大正9年(1920)3月頃からはじまり、栃木町ではすでに4月にその影響による物価下落が現れている。

大正12年(1923)9月1日に起こった関東大震災による栃木町の人や物の直接被害はわずかであり、建物についてもほとんど被害はなかった。罹災者は縁故を頼って続々と地方へ避難を始め、列車が栃木駅に着くと駅前には避難者で大混雑となった。大震災による影響により、交通運輸の面で物資の移動ができず、そのうえ通信網の断絶により商売に支障をきたした。また諸物価の高騰により生活面に多大の影響を与え、さらに農産物の生産にも支障をきたした。

《昭和期の嘉右衛門町》

昭和4年(1929)に東武鉄道日光線が開通し、同年に新栃木駅が開設される。さらに東武鉄道宇都宮線が、栃木町の働きかけで当初の下都賀郡家中村から宇都宮市に至る計画を変更して新栃木駅からの分岐に改められ、昭和6年(1931)に開通した。

この東武鉄道開通を経済発展の好機ととらえ、大正15年(1926)1月から栃木町・大宮村耕地整理事業を実施し、新栃木駅の設置と、昭和7年(1932)7月の北関門道路(現在の主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線)の開通により、栃木町の北側及び嘉右衛門町の東側に栃木町と連続する新たな町の基盤が形成された。

栃木市は昭和12年(1937)4月1日に市制を施行したが、市制施行に合わせて大字名を廃止し、区域の変更や町名を改称した結果、嘉右衛門町の一部と箱森、小平柳及び泉町の各一部を以ってほぼ現在の嘉右衛門町の町域となり、泉町及び大杉新田の各一部を以ってほぼ現在の泉町の町域となった。

北関門道路の開通後は、栃木大通りに直線で繋がる北関門道路が主要な通りとなり、旧日光例幣使道(嘉右衛門町通り部分)においては、人の往来等が減少し、自然と店舗数が減少することになるが、反対に北関門道路沿いは、新たな店舗が出店するなど、商業的ポテンシャルが向上することになる。昭和12年(1937)の航空写真、昭和26年(1951)の『栃木市鳥瞰図』において、北関門道路沿いやその周辺に、明治や大正期には存在しなかった店舗や住宅が見られるようになった。(特に材木店や製材所の進出が目立っている。)

第二次世界大戦の戦時下においては、すべての物資は配給制度となって、江戸時代の初め以来培ってきた栃木商人の商圈は根本から覆され、銃後にある働き手は軍用工場に徴用された。

戦後においては、昭和21年(1946)からの農地改革が、戦時下に商圈を根底から覆された大商人や、先祖の財産をもとに貸金的な事業を営んでいた人々に、大きな打撃を与えたが、栃木市は見事に立ち上がり、その先駆けをなしたのが下駄工業である。しかも戦前にはなかった、鼻緒工業まで付随して起こった。栃木市の下駄工業は、戦争中から終戦後にかけて急速に発展、東京や東北・北海道の市場へ進出し、広島県・静岡県などの先進下駄工業地帯と肩を並べて、三大生産地の一つにのし上がった。

昭和28年(1953)9月、町村合併促進法の公布により、栃木市もこれに基づいて11ヵ村に申し入れを行い、その後幾多の変遷を経て、昭和29年(1954)9月、栃木市・大宮村・皆川村・吹上村・寺尾村と合併、昭和32年(1957)3月、国府村と合併した。

昭和期に入ってから嘉右衛門町は、栃木町と異なり新たな店舗進出や、それまでの店

舗を改築するなどの商業展開はあまり見られない。逆に店舗を住宅として使用することや、建替える際には住宅に変更するなど商業地から住宅地へと土地利用が変わってきている。

2 保存地区の特性

(1) 地割

保存地区は、現在の泉町及び嘉右衛門町における旧日光例幣使道沿いの町並みに、岡田家別邸が建つ通称翁島を加えた範囲を基本とする。地区の西側は、南北方向の旧道及び巴波川を界とし、地区の東側は、南北方向の水路を界とする。

西側境界を成す旧道（以下、西側旧道）は、明治9年（1876）の切絵図及び地引絵図で確認できるもので、両方の絵図上には道に沿って水路が敷かれている。この水路は、天保7年（1836）『小平柳村川東絵図』で、長沼より引かれて日光例幣使道の西側を南に向かって流れ、巴波川に注ぐものと同一と考えられる。江戸時代後期から明治時代初期のいずれかの時点でこの水路全体に沿って道が整備され、現在では水路の大部分が暗渠や側溝となっているものの、保存地区西側の街区は、天保7年（1836）の形状をほぼ踏襲していると言える。

東側境界を成す水路は、明治9年（1876）の切絵図及び地引絵図に比較的幅のあるものとして描かれているが、その後水路沿いに道路（以下、東側道路）が敷設され、昭和25年（1950）前後には東側道路が拡幅されて、水路幅は2m程度となって道路脇を流れる。天保8年（1837）『栃木町並栃木続新田村々絵図』では、日光例幣使道東側の嘉右衛門新田の土地と背合わせに平柳新地の土地が南北に伸び、その東に沼地（大ぬかり沼）が南北に長く広がっている。明治9年（1876）の切絵図や地引絵図に見られる地籍は、この江戸時代後期の字界を引き継ぎ、かつ、地形の名残を示すものと考えられる。

現在は、街区内の宅地割の一部に合筆及び分筆が見られるものの、明治9年（1876）時の状況を良く踏襲しており、保存地区は、旧日光例幣使道に面して近世に成立した町場として、明治9年（1876）以前、恐らくは江戸時代後期の状態をほぼ引き継ぐと考えられる地割を良好に残している。

(2) 通りごとの特性

保存地区における旧日光例幣使道の幅員は4間～4間半（約7～8m）で、地区南東隅から北西に向かって保存地区に入り、泉町と嘉右衛門町の境付近までは巴波川の流路に沿ってゆったりと湾曲する。その後、北に向きを変えてほぼ直線に延び、地区中央部を過ぎた辺りでY字に分岐した東側（右側）を進んで再び北に延び、地区北端中央部から保存地区を出る。保存地区中央部の分岐点には寛政12年（1800）の銘が入る庚申塔が置かれ、「右 日光をぞく道、左 三日月道」と刻まれている。

旧日光例幣使道に沿っては、基本的に短冊状の敷地割がなされているが、間口に一定の統一性や計画性は見られない。地区内に残る主屋や土蔵等の配置、古写真、昭和26年（1951）『栃木市鳥瞰図』等からは、(i)店舗を敷地間口ほぼいっぱい建て、敷地間口が大きい場合には塀や門を併設すること、(ii)店舗の後ろには住宅、次いで土蔵等の付属屋を片側一列（北側に並べる傾向が強い）もしくは両側二列に並べ、あるいは、付属屋の数が少ない場合には店舗・住宅の背面に中庭を挟んで付属屋を配すること、(iii)敷地背

面には若干の空地をとって祠を置くなどし、道路との境には板塀及び門を設えること、などが特徴としてうかがえる。その結果、旧日光例幣使道沿いには主屋が建ち並ぶ所々に塀や門が現れる景観が、西側旧道及び巴波川に沿っては、塀及び門が連続する景観が形成されてきた。昭和 26 年（1951）『栃木市鳥瞰図』は、その特徴を捉えて描かれたものと推察される。

また、東側道路では、北部及び南部に旧日光例幣使道沿いの敷地の背面が並び、中央部に奥行きが小さく間口が大きい不整形な敷地の正面が並ぶ。そのため、緩やかに蛇行する通りに沿って主屋や板塀等が敷地の状況に応じて配され、変化に富んだ町並みが形成されてきた。昭和 26 年（1951）『栃木市鳥瞰図』では、東側道路の南部及び北部には塀が連なり、中央部には醸造蔵や主屋が通りに面して並び、水路の水面が現れ、所々に樹木が見える情緒豊かな景観が描かれている。

このように旧日光例幣使道、西側旧道、東側道路では、当地における一定の敷地の使い方等と相まって、それぞれに異なる特徴を持つ町並み景観が発展してきた。

近年西側旧道では、宅地の分筆により、この通りに面して建つ主屋の件数が増えているが、2 階建以下の木造住宅が連なり歴史的風致は保たれている。また、板塀がコンクリートブロック塀になったり、水路の一部に蓋がかかるなどしてはいるものの、地割は遺存しており、旧日光例幣使道を中心に各時代の歴史的な建造物が良く残り、総じて栃木宿北端の木戸外に発展した商業で栄えた町としての歴史的風致は良く保存されている。

(3) 伝統的建造物の特性

《店舗建築》

保存地区の景観を作り上げる主要な歴史的建造物は伝統的な店舗であり、これらは大きく、(i) 外壁を厚く土で塗り込めて漆喰仕上げとした見世蔵、(ii) それ以外の木造真壁造の店舗、に分けられる。

保存地区内には 8 棟の見世蔵が遺存し、うち、年代が特定できる 5 棟については江戸後期から明治初期にかけてのものである。最も早期のものは、天保 10 年（1839、墨書）の建築であるが、平成 8 年（1996）に焼損し、1 階内部及び下屋底に改造が見られる。

桁行は 3 間半から 6 間まで様々であり、梁行は 2 間半を基本とする。大半が切妻造平入で、いぶし銀の棧瓦葺とし、大棟には鬼瓦及び影盛を設ける。階数は 2 階建て若しくは平屋で、どちらの場合にも前面に 3～6 尺程度の下屋を張り出す。屋根は 5 寸～6 寸勾配を基本とし、軒は出桁造、二重若しくは三重蛇腹、鉢巻といった仕様で塗り込めるが、置屋根形式とするものもある。見世蔵内部は前面若しくは全面を土間とするため、下屋は開放的な正面外観をつくる。2 階窓は、角窓を 2 つ並べるか横長窓とする。外壁は黒漆喰仕上げを基本とするが、白漆喰のものも見られる。

木造真壁造店舗は、桁行は 2 間半から 5 間まで様々であり、梁行は 2 間半を基本とし、切妻造平入、いぶし銀の棧瓦葺を基本とする。2 階建て若しくは平屋で、正面には下屋を張り出し、見世蔵同様に前面いっぱいに建具をたて込む開放的な正面外観をつくる。2 階正面は、横長窓を設けてその片側若しくは両端に戸袋を設けるものが多く、中には正面いっぱいに横長窓を開いたものも見られる。2 階軒先は出桁造とし、外壁は下見板張りとするのが通例である。

《木造住宅及び蔵》

見世蔵や木造真壁造店舗の背後に建ち、これらの間に垣間見えて町並み景観を成すのが木造住宅や蔵である。

木造住宅は、2階建を基本とし、屋根は切妻造、寄棟造、入母屋造など様々であるが、いぶし銀の棧瓦葺とし、敷地内の他の建物と大棟の方向を合わせたシンプルな形状を基本とする。外壁は白漆喰仕上げや下見板張りとしているものが多い。

蔵には、土蔵、石蔵がある。棟数が多いのは土蔵で、昭和前期まで建築されていた。

土蔵は桁行3間、梁行2間規模が平均的で、切妻造、棧瓦葺、2階建を基本とするが、3階建土蔵が1棟存在する。軒は鉢巻を回して軒裏まで塗り込めるものと、置屋根形式のもの両方がある。外壁は白漆喰で仕上げるものが多いが、黒漆喰のものも見られる。窓は土戸の引戸又は開戸とし、出入口には板戸、格子戸、網戸を併設する。

石蔵は大半が大正期から昭和期（戦後も含む）の建築である。桁行2～10間、梁行2～5間と規模は様々で、切妻造、棧瓦葺、2階建を基本とする。鹿沼産の深岩石や大谷石が用いられ、外壁は石積みを現す。

上記のような見世蔵や木造真壁造店舗の付属屋として建つ木造住宅及び蔵の他、旧日光例幣使道の西側を流れる巴波川沿いには、翁島と呼ばれる緑豊かな広大な敷地に岡田家別邸が建つ。この主屋は、岡田家当主を隠居した孝一が、古希を迎えた大正9年（1920）に東京木場から銘木を取り寄せて大正13年（1924）に完成した木造2階建（一部平屋）、入母屋造、棧瓦葺の隠居所である。外壁は簾子下見板張りとし、南側及び西側に縁側を廻してほぼ全面にガラス戸を建てている。主屋の北側には、昭和3年（1928）建築の土蔵が隣接して建つ。

《洋風建築》

保存地区には、外観を洋風にあつらえている、いわゆる洋風建築があり、正側面にパラペットを立ち上げて洋風の柱やアーチ窓をあしらった店舗（昭和7年（1932）建築）が存在し、町並み景観に特徴をもたらしている。

《社寺建築》

嘉右衛門町の神明神社は、岡田嘉右衛門が開拓した土地に、慶長年間（1596～1615）、神祇を勧請したのが起源とされている。本殿は、昭和6年（1931）に幣殿、拝殿とともに建築され、桁行、梁間ともに1間の切妻造銅板葺、平入の高床建築で、石積みの基壇の上に建つ。本殿の柱は丸柱とし、外壁正面中央間に扉を設け、その他の壁面は、すべて板羽目とする。また、周囲に高欄付きの縁を廻して正面中央に階を設け、反りを持たない直線的な屋根の棟には千木と勝男木を備え、妻側には独立した棟持柱を建てた、典型的な神明造りの社殿であるが、掘立柱とはせずに礎石の上に柱をのせている。本殿の他には、切妻造銅板葺の幣殿、流造銅板葺の拝殿、入母屋造銅板葺の神楽殿、木造入母屋造瓦葺の社務所、切妻造平入の石蔵、2つの境内社がある。境内には、狛犬（明治24年（1891））や石灯籠（文久3年（1863）、昭和6年（1931））等の石造物が残る他、銀杏、欅等の樹木が町場の中に緑をもたらしている。

また、浅間神社があり、本殿が神明造りである。本殿は明治期の建築とされ、鳥居は明治 34 年（1901）の建立である。

《塀、門》

敷地を区切る塀には、小屋根を設けた縦板張の板塀が多く見られる。

伝統的な形式の門は 5 棟確認されている。最も古いものは岡田家のもので、畠山氏の陣屋を勤めていた頃の薬医門である。他は高麗門や棟門などである。

《石積護岸、石造物等》

巴波川沿いには、岩舟石を加工した間知石や雑割石（野面石）で積まれた護岸が連なり、水辺空間の特徴をつくり上げている。これらの石積護岸は明治以降に整備されたものとされる。川沿いには、また、平柳河岸跡とされる場所を含め、数箇所に石段が残る。

道沿いには、庚申塔や畠山陣屋跡、神明神社といった石造物が残り、街道風情を伝える要素となっている。

(4) 環境物件の特性

神明神社、岡田記念館等には豊かな高木が見られ、市指定天然記念物の櫟もある。これら樹木の緑は通りの遠方からも視認でき、また、岡田記念館や翁島の緑豊かな庭園も伝統的建造物群と一体を成して歴史的風致を維持・形成している。

(5) 保存の取り組み

栃木市において初めて歴史的町並みの調査が行われたのは昭和 54 年（1979）で、市内中心部全域を対象とした蔵造りの建物を主体とする確認調査であった。その後、昭和 60, 61 年度（1985、86）の 2 ヶ年で栃木町周辺、さらに平成 13 年度（2001）には、保存地区周辺において町並み調査が行われた。

昭和 63 年度（1988）から大通り周辺では、栃木県の「誇れるまちづくり事業」の指定を受け、巴波川や蔵並みの歴史的資源を活用してまちづくりを進めることを基本方針に、「誇れるまちづくり計画」を策定し、平成 2 年度（1990）には、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」と「同補助金交付要綱」を制定して、約 30ha の地域を歴史的町並み景観形成地区に指定、歴史的な町並み景観づくりに行政と市民が一体となって取り組んできた。保存地区に関しては、当初、景観形成地区に含まれていなかったが、平成 12 年（2000）に保存地区周辺を含め、約 48ha に拡大して歴史的景観のまちづくりを進めてきた。

しかしながら、まちづくりを始めて 20 数余年が経ち、歴史的建造物の保存のあり方を見直す時期にきていた。また、要綱による景観づくりの限界や、歴史的建造物等の所有者の高齢化など、町並みを長期的に維持していく上で、困難な問題が顕在化してきた。

そこで、あらためて町並み保存・活用を目指した総合的な調査を行い、それに基づく行政と地域住民との協議が必要となった。平成 17 年度（2005）に地元住民等で構成された「とちぎ町並み協議会」が主体となって財団法人日本ナショナルトラストの観光資源保護調査を実施した。行政も伝統的建造物群保存地区指定と景観計画の取り組みを行うこととなり、行政と住民との協働で進める伝統的建造物群保存地区指定推進協議会を設立

し、平成 22 年（2010）3 月に「栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定した。

3 保存の方向

保存地区の保存と活用にあっては、歴史的風致の特質の維持と良好な住環境の創出を柱として栃木市自らが必要な事業を実施すると共に、基準に即して所有者等が行う取り組みを規制又は支援する。

保存地区には、蛇行する巴波川、地形に沿った湾曲を持つ道、短冊型の敷地割など、江戸時代末期の状況を引き継ぐと考えられる地割が良く残る。これが歴史的な景観の基盤となっており、今後も歴史的な地割の特性を損なうことなく都市基盤の整備を促進する。

保存地区は、人々がこの地で営んできた生活が積み重ねられて形成されてきたものであり、歴史の重層性を伝える貴重な文化遺産である。したがって、この文化遺産を受けついでいくためには、市民、とりわけ地区住民の理解と協力が不可欠であり、良好な協力関係の下に、保存地区の特性に立脚した住環境の整備に努める。

保存地区の歴史的風致を維持・向上するにあたっては、現状変更の許可の基準（以下、許可基準）を定めてこれを適切に運用すると共に、伝統的建造物及び環境物件を特定してこれらの修理基準に即して所有者の保存の取組みに支援を行い、それ以外の建築物等については修景基準に即して所有者の整備の取組みに支援を行う。

上記の規制及び助成を行うにあたっては、外観を主たる対象とするが、敷地内における伝統的な建物配置等にも、密集市街地における通風や採光の確保、避難路の確保等の知恵がこめられていることから、歴史的風致に係る理解を地区全体で深めていけるよう、普及啓発や住民等による活動の支援にも努める。

4 保存計画の進め方

保存計画を健全かつ円滑に遂行するにあたっては、保存地区内およびその周辺の住民、事業者が主体的に町並み保全に努め、栃木市、及び関連する諸団体・組織との信頼関係に基づいて協力して進めることとする。

第3章 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

1 伝統的建造物

保存地区において、主として昭和前期（昭和 20 年頃）までにかけて建造された建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの（ただし、それ以降のものでも、築後 50 年を過ぎた建築物その他の工作物で伝統的建造物の特性を満たしているものはこれを含める）を「伝統的建造物」と定め、別表に掲げるものとする。

伝統的建造物の決定基準については、以下のとおりとする。

(1) 建築物（別表 1 「伝統的建造物（建築物）の特定」）

建築物については、保存地区の伝統的様式、構造手法、材料で造られ、町並みと一体となって当地区の歴史的風致を形成しているもの。

(2) その他の工作物（別表 2 「伝統的建造物（工作物）の特定」）

建築物以外の工作物については、板塀、門等、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの。

(3) 伝統的建造物の位置

伝統的建造物の位置については、別図 2 「伝統的建造物（建築物）の位置図」、及び別図 3 「伝統的建造物（工作物）の位置図」のとおりとする。

2 環境物件

伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため、特に必要があると認められる物件（土地及び自然物等）を環境物件として定め、別表に掲げるものとする。

環境物件の特定基準については、以下のとおりとする。

(1) 環境物件（別表 3 「環境物件の特定」）

歴史的風致の維持・形成に大きく寄与している樹木、庭園等。

(2) 環境物件の位置

環境物件の位置については、別図 4 「環境物件の位置図」のとおりとする。

第4章 保存地区内における建築物等及び環境物件の保存整備計画

1 保存整備の考え方

保存地区内には、国登録有形文化財を含め、多くの伝統的建造物が残っており、種類も見世蔵や木造真壁造の店舗、木造住宅、土蔵、塀・門、洋風建築など様々である。これらの建築物等は比較的保存状態が良いものもあるが、老朽化や機能更新のために改造が加えられているもの、なかには早急な修理を施す必要のあるものもある。また伝統的構法や意匠によらない様々な時代の建築物等も混在している。しかし、これらの大多数は適切な修理・修景により、保存地区に相応しい姿に回復できる。

このようなことから、現代生活との調和を図りつつ、伝統的建造物の外観（これと密接な関連を有する内部を含む。以下同じ）を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物等の修景を進める。

2 保存整備計画

(1) 伝統的建造物

- ① 伝統的建造物の保存修理は、歴史的風致を損なうことなく、その外観を維持する修理を行う。外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として、別表4「修理基準」に従って原状に復する修理を行うこととする。
- ② 伝統的建造物の修理に際しては、構造耐力上必要な補強を行い、防災・耐震性能の向上を図ることとする。
- ③ 伝統的建造物のうち、一般公開が可能なものについては内部の復原又は現状維持のための修理を行うこととする。

(2) 伝統的建造物以外の建築物等

伝統的建造物以外の建築物等の新築や増改築については、歴史的風致と調和するよう、別表5「修景基準」及び別表6「許可基準」に従って行うこととする。

(3) 環境物件

歴史的風致の維持や形成に寄与している環境物件の保存整備については、現状維持又は復旧を行うこととする。

第5章 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等

1 経費の補助

保存条例第9条の規定に基づく、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費の補助については、別に定める「栃木市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱」により行う。

2 保存団体への助成

保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。

3 物資の提供等

保存地区の保存整備に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又は斡旋する。

4 技術的援助

保存地区内における建築物等及び環境物件の復旧、修理、修景事業等に設計相談等の必要な技術的援助を行う。

5 顕彰及び普及啓発

(1) 顕彰

伝統的建造物の保存や伝統的建造物以外の建築物等の修景及び環境物件の復旧において、特に保存地区に相応しい優れた事業を実施した個人、団体、事務所等に対して、その功績の顕彰を行う。

(2) 普及啓発

歴史的景観を維持、向上させるとともに、良好な生活環境の形成を円滑に進めるために市民、事業者、来訪者に対する普及啓発を行う。

第6章 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

1 管理施設等

保存地区の住民と来訪者の便宜を図り、保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を推進し、さらに保存地区についての理解を深めることに資するよう、空き家等を利用した管理施設を設置する。また、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。これらの設備の整備にあたっては歴史的景観を損なわないように配慮する。

2 防災施設等

保存地区では、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を含めた防災計画を早期に策定する。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

3 環境の整備等

保存地区では、歴史的風致に合わせた生活環境及び都市基盤の整備に努める。また、電線・電柱等は移設又は整理に努める。保存地区内の道路は、歴史的な町並みとの調和に配慮して整備・維持に努める。

第7章 保存地区の活性化に関するまちづくり計画

1 住民主体のまちづくり

保存地区を地区住民にとって住みやすい環境に整備しつつ、歴史的風致の維持及び向上を図るためには、住民が主体性をもってまちづくりに参加する必要がある。そのためには、地区住民を中心としたまちづくり組織の設立や、保存地区の持続的な保存のために自ら考え行動するまちづくり活動等が必要であり、これら住民主体のまちづくり活動に関する仕組みの創設支援や促進するための新規事業の導入に努める。

2 伝統的建造物の活用

保存地区を代表する伝統的建造物は、保存地区に関する産業・文化・民俗・歴史等を伝える資料等の展示を行う資料館や、来訪者に対する情報発信拠点・地域文化の体験施設等への活用を検討していく。

また、個人所有の伝統的建造物であっても可能なものについては、広く一般の公開に供するよう呼び掛ける。

3 周辺地域の整備

保存地区の周辺についても、伝統的な建造物や環境要素が所在し保存地区の歴史的風致を補う役目を担っていることから、文化財保護法による文化財建造物の指定や登録制度によりその保護保全を図ると共に、景観法に基づく景観計画等による良好な歴史的風致の維持・形成を目指す。

4 地域経済活動の活性化

保存地区の伝統的環境を持続的に維持していくためには、そこで営まれる生活や経済活動が健全な形で運営されていくことが必要である。そのためには、保存地区ばかりでなく、周辺を含む区域を一体の経済地域ととらえ、飲食店や本市の特性を活かした特産品及び農作物の展示販売施設等を誘致することで、観光や商業の振興に努める。

また、それらの観光や商業による収入が地域住民などに還元される仕組みづくりに努める。特に、保存地区の地域文化に根付いた食品や土産物などの特産品や嘉右衛門の名称を冠にした銘柄品の開発、保存地区を紹介する書籍・資料の刊行、さらには保存地区の伝統文化を発信できるような祭事の開催など、地区に経済効果を生むような活動を検討していく。

別表１ 「伝統的建造物（建築物）の特定」

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考（文化財など）
1	建-泉０１	主屋	１棟	泉町３４３－１	店（洋風） 国登録有形文化財
2	建-泉０２	主屋	１棟	泉町３４３－１	住宅 国登録有形文化財
3	建-泉０３	蔵	１棟	泉町３４３－１	土蔵 国登録有形文化財
4	建-泉０４	蔵	１棟	泉町３４７－２	土蔵
5	建-泉０５	主屋	１棟	泉町３５０	見世蔵
6	建-泉０６	主屋	１棟	泉町３５０	住宅
7	建-泉０７	蔵	１棟	泉町３５０	土蔵
8	建-泉０８	蔵	１棟	泉町３５０	土蔵
9	建-泉０９	主屋	１棟	泉町３５７	店
10	建-泉１０	主屋	１棟	泉町３５７	住宅
11	建-泉１１	蔵	１棟	泉町３５７	土蔵
12	建-泉１２	主屋	１棟	泉町３５３－２	店 国登録有形文化財
13	建-泉１３	主屋	１棟	泉町３５３－２	住宅 国登録有形文化財
14	建-泉１４	蔵	１棟	泉町３５３－２	土蔵 国登録有形文化財
15	建-泉１５	蔵	１棟	泉町３５５	土蔵
16	建-泉１６	主屋	１棟	泉町３４７－１	見世蔵
17	建-泉１７	主屋	１棟	泉町３４７－１	住宅
18	建-泉１８	蔵	１棟	泉町３４７－１	土蔵
19	建-泉１９	蔵	１棟	泉町３４７－１	土蔵
20	建-泉２０	蔵	１棟	泉町３４７－１	土蔵
21	建-泉２１	主屋	１棟	泉町３４８－１	店、住宅
22	建-泉２２	主屋	１棟	泉町４－５	住宅
23	建-嘉０１	主屋	１棟	嘉右衛門町３５９－１	店、住宅
24	建-嘉０２	主屋	１棟	嘉右衛門町３５９－１	住宅
25	建-嘉０３	蔵	１棟	嘉右衛門町３５９－１	土蔵
26	建-嘉０４	蔵	１棟	嘉右衛門町３５９－１	石蔵
27	建-嘉０５	主屋	１棟	嘉右衛門町１－１	旧陣屋
28	建-嘉０６	主屋	１棟	嘉右衛門町１－１	店
29	建-嘉０７	主屋	１棟	嘉右衛門町１－１	店（洋風）

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考（文化財など）
30	建-嘉 0 8	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
31	建-嘉 0 9	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	店（洋風）
32	建-嘉 1 0	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
33	建-嘉 1 1	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
34	建-嘉 1 2	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
35	建-嘉 1 3	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	店
36	建-嘉 1 4	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	見世蔵
37	建-嘉 1 5	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	住宅
38	建-嘉 1 6	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	住宅
39	建-嘉 1 7	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
40	建-嘉 1 8	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
41	建-嘉 1 9	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
42	建-嘉 2 0	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	土蔵
43	建-嘉 2 1	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	書斎
44	建-嘉 2 2	付属屋	1 棟	嘉右衛門町 1 - 1	薬医門
45	建-嘉 2 3	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 3	見世蔵
46	建-嘉 2 4	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 3	土蔵
47	建-嘉 2 5	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 3	土蔵
48	建-嘉 2 6	付属屋	1 棟	嘉右衛門町 1 3	稻荷神社
49	建-嘉 2 7	社寺建築	1 棟	嘉右衛門町 1 5	神明神社社務所
50	建-嘉 2 8	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 5	神明神社石蔵
51	建-嘉 2 9	社寺建築	1 棟	嘉右衛門町 1 5	神明神社神楽殿
52	建-嘉 3 0	社寺建築	1 棟	嘉右衛門町 1 5	神明神社拝殿
53	建-嘉 3 1	社寺建築	1 棟	嘉右衛門町 1 5	神明神社本殿
54	建-嘉 3 2	主屋	1 棟	嘉右衛門町 5 - 1、6	店 国登録有形文化財
55	建-嘉 3 3	主屋	1 棟	嘉右衛門町 5 - 1、6	住宅 国登録有形文化財
56	建-嘉 3 4	蔵	1 棟	嘉右衛門町 5 - 1、6	土蔵 国登録有形文化財
57	建-嘉 3 5	付属屋	1 棟	嘉右衛門町 8 - 1	倉庫
58	建-嘉 3 6	付属屋	1 棟	嘉右衛門町 8 - 1	倉庫
59	建-嘉 3 7	蔵	1 棟	嘉右衛門町 8 - 1、8 - 2	土蔵
60	建-嘉 3 8	蔵	1 棟	嘉右衛門町 1 1 - 1	土蔵
61	建-嘉 3 9	主屋	1 棟	嘉右衛門町 2 2	店
62	建-嘉 4 0	主屋	1 棟	嘉右衛門町 2 2	住宅
63	建-嘉 4 1	主屋	1 棟	嘉右衛門町 2 9 - 1	店

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考（文化財など）
64	建-嘉４２	主屋	１棟	嘉右衛門町２９－１	住宅
65	建-嘉４３	主屋	１棟	嘉右衛門町３３－２	見世蔵
66	建-嘉４４	主屋	１棟	嘉右衛門町３３－２	住宅
67	建-嘉４５	蔵	１棟	嘉右衛門町３３－６	土蔵
68	建-嘉４６	蔵	１棟	嘉右衛門町３９	土蔵
69	建-嘉４７	蔵	１棟	嘉右衛門町１６２	石蔵
70	建-嘉４８	蔵	１棟	嘉右衛門町１６２	石蔵
71	建-嘉４９	蔵	１棟	嘉右衛門町１６２	石蔵
72	建-嘉５０	主屋	１棟	嘉右衛門町３７－１	店
73	建-嘉５１	主屋	１棟	嘉右衛門町３７－１	住宅
74	建-嘉５２	社寺建築	１棟	嘉右衛門町５１	浅間神社本殿
75	建-嘉５３	主屋	１棟	嘉右衛門町４３８	店、住宅 国登録有形文化財
76	建-嘉５４	蔵	１棟	嘉右衛門町４３８、４７３、 ４７６	土蔵 国登録有形文化財
77	建-嘉５５	蔵	１棟	嘉右衛門町４３８、４７３、 ４７６	土蔵 国登録有形文化財
78	建-嘉５６	蔵	１棟	嘉右衛門町１７５、４３８、 ４３９、４７３、４７６	土蔵 国登録有形文化財
79	建-嘉５７	蔵	１棟	嘉右衛門町１７５、４３８、 ４３９	土蔵
80	建-嘉５８	主屋	１棟	嘉右衛門町４３８	離れ 国登録有形文化財
81	建-嘉５９	蔵	１棟	嘉右衛門町８２	土蔵
82	建-嘉６０	蔵	１棟	嘉右衛門町４０７	土蔵
83	建-嘉６１	蔵	１棟	嘉右衛門町３６１－１	土蔵
84	建-嘉６２	蔵	１棟	嘉右衛門町３２	見世蔵
85	建-嘉６３	蔵	１棟	嘉右衛門町３２	袖蔵
86	建-嘉６４	主屋	１棟	嘉右衛門町３２	住宅
87	建-嘉６５	主屋	１棟	嘉右衛門町３１	木造店舗
88	建-嘉６６	蔵	１棟	嘉右衛門町３２	土蔵
89	建-嘉６７	蔵	１棟	嘉右衛門町３２	土蔵
90	建-嘉６８	蔵	１棟	嘉右衛門町３６	土蔵
91	建-嘉６９	蔵	１棟	嘉右衛門町３９５－３	土蔵
92	建-嘉７０	蔵	１棟	嘉右衛門町３９４－２	土蔵
93	建-嘉７１	蔵	１棟	嘉右衛門町３９２－５	土蔵

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考（文化財など）
94	建-嘉 7 2	主屋	1 棟	嘉右衛門町 2 9 - 4、3 9 2 - 5	離れ
95	建-嘉 7 3	蔵	1 棟	嘉右衛門町 2 9 - 3	土蔵
96	建-嘉 7 4	蔵	1 棟	嘉右衛門町 7	石蔵
97	建-嘉 7 5	蔵	1 棟	嘉右衛門町 4 8 3	見世蔵
98	建-嘉 7 6	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 0	店、住宅
99	建-嘉 7 7	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 0	離れ
100	建-嘉 7 8	主屋	1 棟	嘉右衛門町 4 8 - 1	店
101	建-嘉 7 9	主屋	1 棟	嘉右衛門町 1 3	住宅
102	建-嘉 8 0	蔵	1 棟	嘉右衛門町 2 9 - 1	土蔵
103	建-嘉 8 1	蔵	1 棟	嘉右衛門町 2 9 - 1	土蔵
104	建-小 0 1	主屋	1 棟	小平町 4 4 - 1、4 5 - 1	翁島別邸 国登録有形文化財
105	建-小 0 2	蔵	1 棟	小平町 4 4 - 1、4 5 - 1	土蔵 国登録有形文化財

別表２ 「伝統的建造物（工作物）の特定」

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考（文化財など）
1	工－泉０１	門	１基	泉町３４３－１	
2	工－嘉０１	祠	１基	嘉右衛門町３５９－１	稲荷神社
3	工－嘉０２	鳥居	１基	嘉右衛門町３５９－１	
4	工－嘉０３	門	１基	嘉右衛門町５－１	
5	工－嘉０４	門	１基	嘉右衛門町１－１	
6	工－嘉０５	祠	１基	嘉右衛門町１－１	稲荷神社
7	工－嘉０６	鳥居	１基	嘉右衛門町１－１	
8	工－嘉０７	灯籠	１基	嘉右衛門町１－１	
9	工－嘉０８	灯籠	１基	嘉右衛門町１－１	
10	工－嘉０９	灯籠	１基	嘉右衛門町１－１	
11	工－嘉１０	祠	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
12	工－嘉１１	祠	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
13	工－嘉１２	玉垣	１式	嘉右衛門町１５	神明神社、 延長 10.9m
14	工－嘉１３	石柱	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
15	工－嘉１４	幟立石柱	２基	嘉右衛門町１５	神明神社
16	工－嘉１５	灯籠	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
17	工－嘉１６	高礼台座	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
18	工－嘉１７	手水石	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
19	工－嘉１８	鳥居	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
20	工－嘉１９	幟立石柱	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
21	工－嘉２０	灯籠	２基	嘉右衛門町１５	神明神社、１対
22	工－嘉２１	狛犬	２基	嘉右衛門町１５	神明神社、１対
23	工－嘉２２	手水石	１基	嘉右衛門町１５	神明神社
24	工－嘉２３	石碑	１基	嘉右衛門町１５	神明神社、記念碑
25	工－嘉２４	石標	１基	嘉右衛門町４４	庚申塔
26	工－嘉２５	鳥居	１基	嘉右衛門町５１	浅間神社
27	工－嘉２６	手水石	１基	嘉右衛門町５１	浅間神社
28	工－嘉２７	石碑	１基	嘉右衛門町５１	浅間神社
29	工－嘉２８	幟立石柱	２基	嘉右衛門町５１	浅間神社
30	工－嘉２９	門	１基	嘉右衛門町４３８	
31	工－嘉３０	板塀	１式	嘉右衛門町４３８	延長 9.5m
32	工－嘉３１	井戸	１基	嘉右衛門町４３８	
33	工－嘉３２	祠	１基	嘉右衛門町４３８	稲荷神社
34	工－嘉３３	門	１基	嘉右衛門町３６	腕木門

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考（文化財など）
35	工－嘉34	板塀	1式	嘉右衛門町36、32	源氏塀
36	工－小01	門	1基	小平町44－8	

別表3 「環境物件の特定」

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考（文化財など）
1	環－嘉01	庭園	820 m ²	嘉右衛門町1－1	
2	環－嘉02	檜	1本	嘉右衛門町1－1	市指定天然記念物
3	環－嘉03	松	3本	嘉右衛門町1－1	
4	環－嘉04	松	3本	嘉右衛門町5－1	
5	環－小01	庭園	3,100 m ²	小平町44－1、45－1	

基準の一覧

別表 4 修理基準

建築物	位 置	外観を維持するため、原則として現状維持又は復原修理とする。
	高 さ	
	形 態	
	構 造	
	意 匠	
	色 彩	
	建築設備等	建築設備等は公共の場から容易に望見できる位置に設置しない。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、伝統的建造物と調和する材料、仕上げ、着色等を施すか、伝統的建造物と調和する目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物	塀・門等	現状維持又は復原のための修理を行う。
環境物件（樹木等）		現状維持又は復原のための復旧を行う。

別表5 修景基準

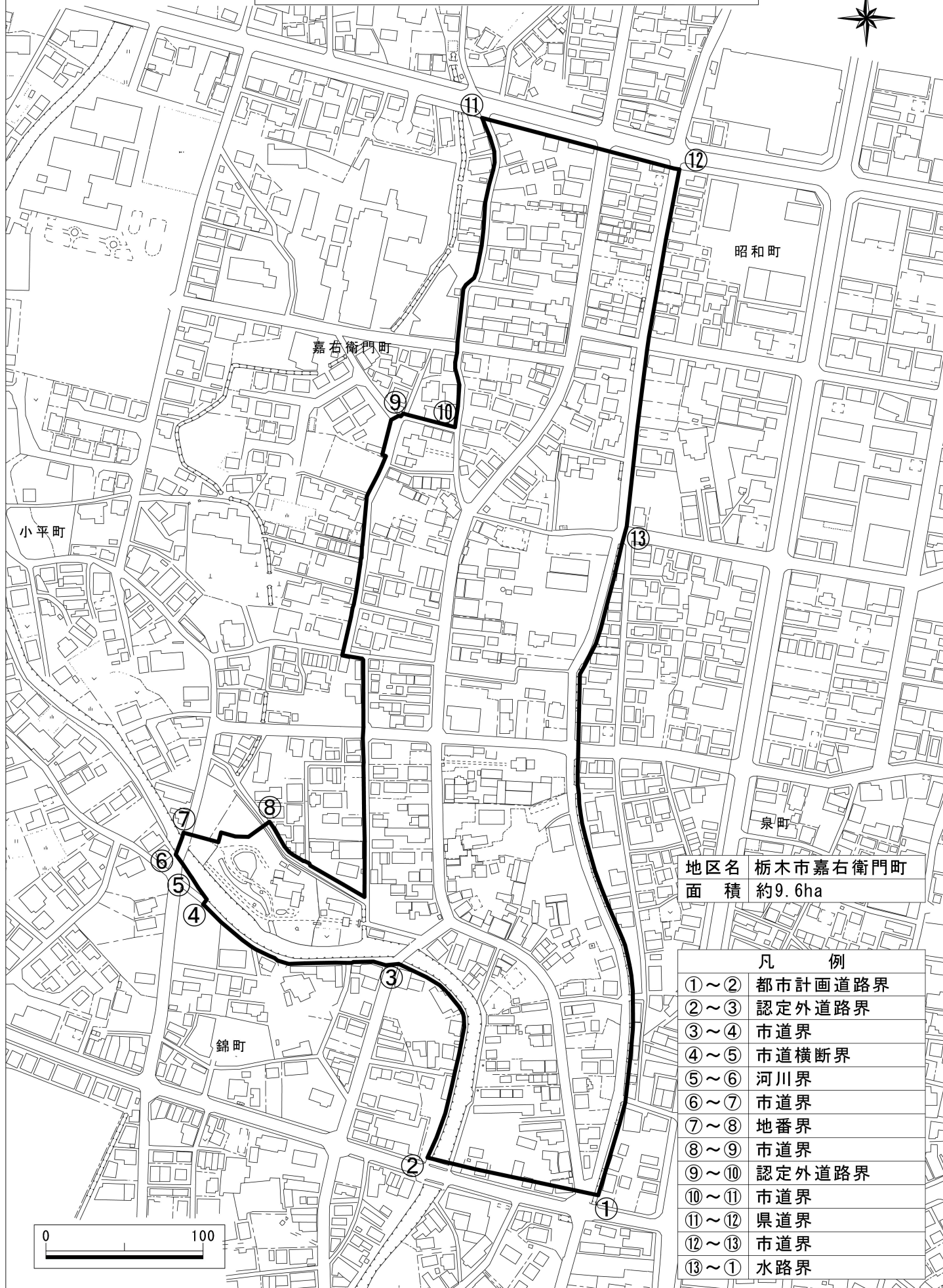
建築物	位 置		それぞれの通りが持つ歴史的な特性に配慮し、歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 通りに面して建物を置く場合には、外壁の位置を周囲の伝統的建造物と合わせる。
	高 さ		棟高10m以下、かつ、2階建以下とする。
	規 模		周囲の伝統的建造物と合わせる。
	形 態		歴史的風致と調和したものとする。 2方向以上の勾配屋根とする。 旧日光例幣使道沿いは、切妻造・平入で1階に下屋庇もしくは小庇を設ける。
	意匠	屋 根 (勾配・材料等)	周囲の伝統的建造物と合わせる。 黒色又は銀鼠色の棧瓦葺とする。
		壁 面 (仕上等)	漆喰塗り、板張り等、歴史的風致と調和したものとする。
		開口部	歴史的風致と調和した規模、形状とし、木製建具を基本とする。
	色 彩		歴史的風致と調和した落ち着いた色彩とする。
	建築設備等		建築設備等は公共の場から容易に望見できる位置には設置しない。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、修景した建築物と調和する材料、仕上げ、着色等を施すか、修景した建築物と調和する目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物 (塀・門等)		伝統的な材料や構法による、歴史的風致と調和したものとする。 巴波川沿いにおいては、原則として、黒板塀とする。	
屋外広告物		自家用看板とし、歴史的風致に調和した位置、形状、意匠、色彩とする。	

※ 上記の基準に依りがたい特段の事由がある場合は、栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮るものとする。

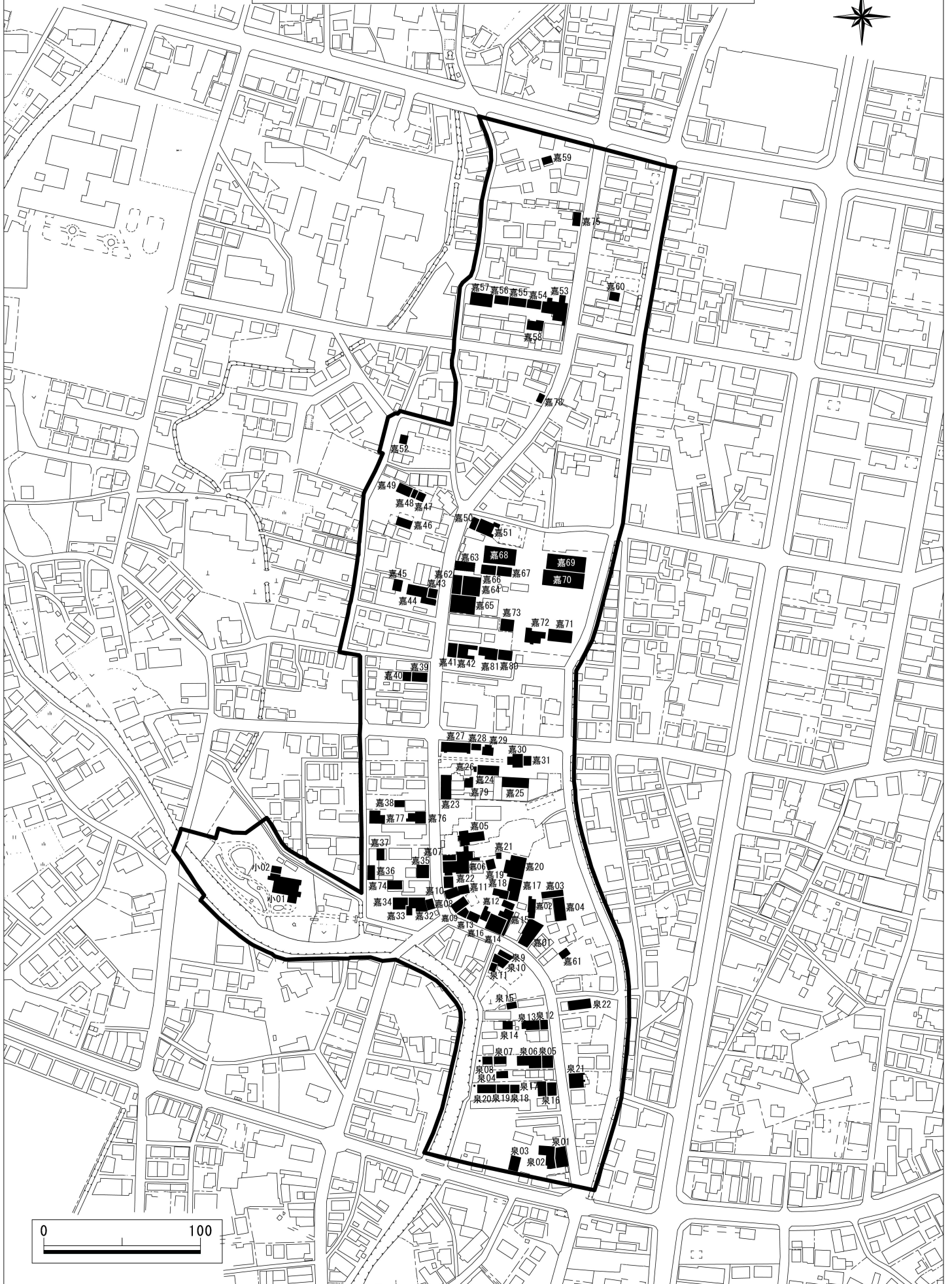
別表6 許可基準

建築物	位 置		それぞれの通りが持つ歴史的な特性に配慮し、歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高 さ		棟高は10m以下とする。 旧日光例幣使道沿いは、棟高10m以下、かつ、2階建て以下とする。
	規 模		歴史的風致を損なわないものとする。
	形 態		歴史的風致を損なわないものとする。 2方向以上の勾配屋根とする。 旧日光例幣使道沿いは、2方向以上の勾配屋根とし、かつ、一方を通り側に葺き下ろし、1階には下屋庇もしくは小庇を設ける。
	意匠	屋 根 (勾配・材料等)	歴史的風致を損なわないものとする。
		壁 面 (仕上等)	歴史的風致を損なわないものとする。
		開口部	歴史的風致を損なわないものとする。
	色 彩		歴史的風致を損なわない落ち着いた色彩とする。
建築設備等		建築設備等は公共の場から容易に望見できる位置には設置しない。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的風致と調和する材料、仕上げ、着色等を施すか、歴史的風致と調和する目隠し等により外観上目立たないようにする。	
工作物 (塀・門等)			それぞれの通りが持つ歴史的な特性に配慮し、歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 巴波川沿いにおいては、歴史的風致に調和した形態、意匠とする。
屋外広告物			自家用看板とし、歴史的風致を損なわない位置、形状、意匠、色彩とする。
宅地の造成その他の土地の 形質の変更			変更後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
木竹の伐採			伐採後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
水面の埋立て又は干拓			埋立て・干拓後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

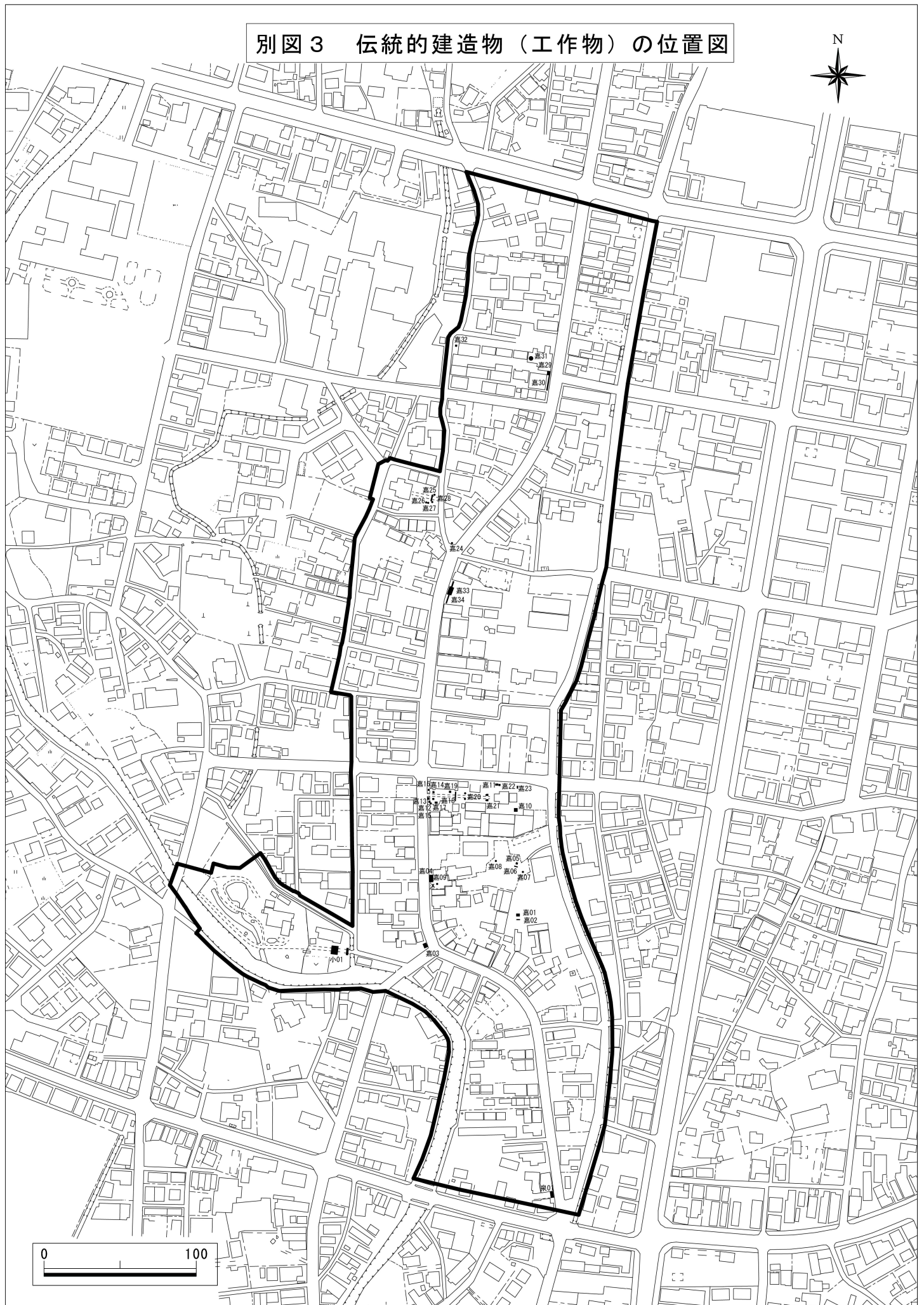
別図 1 保存地区の範囲図



別図2 伝統的建造物（建築物）の位置図



別図3 伝統的建造物（工作物）の位置図



別図4 環境物件の位置図

